

○役員手当規則

（目 的）

第 1 条 この規則は、山形県司法書士会会則第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、役員手当の支給に関し、その適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規則を適用する役員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事

（役員手当の額）

第 3 条 役員手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 5 万円以内
- (2) 副会長 月額 3 万円以内
- (3) 理 事 月額 2 万円以内

（役員手当の支給）

第 4 条 役員手当は、役員が就任してから退任するまでの期間、3 ヶ月分を一回として支給する。ただし、役員がその職務を休職した期間が 1 月を超えた場合には、復職するまでの間、役員手当の支給を停止するものとする。

（規則の改正）

第 5 条 この規則の改正又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則の改正は、平成 2 9 年 5 月 2 0 日（総会承認の日）から効力を生ずる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則の改正は、令和6年6月1日から効力を生ずる。